

水道使用量等のお知らせ

前橋市水道事業特別会計 T6800020001073

|              |  |                     |  |
|--------------|--|---------------------|--|
| お客様番号        |  | 検針番号                |  |
| メーター口径<br>mm |  | メーター番号              |  |
| 住 所          |  |                     |  |
| お客様氏名        |  |                     |  |
| 使用期間         |  |                     |  |
| 検針日          |  | 請求月                 |  |
| 今回指針         |  | m <sup>3</sup>      |  |
| 前回指針(-)      |  | m <sup>3</sup>      |  |
| 旧メーター水量(+)   |  | m <sup>3</sup>      |  |
| 使用水量         |  | 検針員                 |  |
| 前回水量         |  | m <sup>3</sup> 前年同月 |  |
| 請求予定金額       |  |                     |  |
| 水道料金         |  | 下水道使用料等             |  |
| 金 額          |  | 円                   |  |
| 内消費税等(10%)   |  | 円                   |  |
| 合計金額         |  | 円                   |  |
| 通信欄          |  |                     |  |

|                |  |
|----------------|--|
| クレジットカード払い手続き用 |  |
| お客様番号          |  |
| 登録確認番号         |  |

水道料金等領収書(口座振替分)

|                                        |  |                |  |
|----------------------------------------|--|----------------|--|
| 請求月                                    |  | m <sup>3</sup> |  |
| 使用水量                                   |  | m <sup>3</sup> |  |
| 水道料金                                   |  | 下水道使用料等        |  |
| 金 額                                    |  | 円              |  |
| 内消費税等                                  |  | 円              |  |
| 合計金額                                   |  | 円              |  |
| 口座振替日                                  |  |                |  |
| 上記の金額を口座振替により領収いたしました。<br>ありがとうございました。 |  |                |  |
| 前橋市水道局企業出納員 印                          |  |                |  |

このお知らせにより集金することはありません。

教示

- 1 通知された下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び地域し尿処理施設使用料に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に前橋市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前橋市を被告として(訴訟において前橋市を代表する者は前橋市公営企業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき



口座振替  
Web受付



クレジット払い  
Web受付



水道使用の中止  
(解約)Web受付

お問い合わせ先(前橋市水道局お客様センター)

所在地: 前橋市岩神町三丁目13番15号  
電話番号: (027) 898-3300  
受付時間: 午前9時00分~午後5時00分  
(土、日、祝日、年末年始を除く)

広告



広告内容に関する質問は、直接広告主にお問い合わせください。  
広告内容と市の業務とは、直接関係ありません。 R8.10.1 現在